

貸付基準と貸付許可条件及び遵守事項等

貸付は、文部科学省文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長通知（令和2年4月23日）に基づき、実施するものです。貸付物品は、本校が令和2年度に実施するインターネット授業による学習のためにのみ使用できます。

<タブレット貸付基準>

1. 自宅にPC・タブレット端末等を持っていない者
2. 自宅にあるPC・タブレット端末等が故障等により、現時点での利用が困難な者
3. その他、本校貸付タブレット端末が真に必要であると認められた者

<貸付許可条件及び遵守事項>

1. 貸付物品は、教育の重要性に鑑み、遠隔授業における児童の通信環境の確保等のために特別に貸し出されるものである。従って、貸付物品は、学習目的に限り利用できるものであり、他の目的に利用することは禁止する。
2. 貸付物品は、使用目的及び使用場所以外で使用することはできない。
3. 貸付物品は、他の者に転貸してはならない。
4. 貸付物品の使用に必要となる電気代等は、借入者が負担すること。
5. 貸付物品は、細心の注意をもって使用すること。故意、または、過失により、貸付物品を滅失または、き損等した場合は、速やかに本校に連絡のうえ、担当者の指示に従うこと。
6. 本校教員は、物品管理上必要があるときは、使用状況を問い合わせることができる。
7. 虚偽の申請や、許可条件及び遵守事項を守らなかった場合には、直ちに貸付物品の使用を中止させる。
8. 貸付物品には、個人情報等のデータを保存しないこと。
9. 貸付物品には、個人でアプリやソフトウェアをダウンロードしたり、パスワード設定等の各種変更を加えたりしないこと。
10. その他詳細については、必要に応じてその都度本校関係職員が指示する。